

四万十町告示第119号

令和5年8月30日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例制定の請求について、同条第3項の規定に基づき令和5年第3回四万十町議会定例会に付議した結果、令和5年9月15日に審議が行われ可決されたが、議決について異議があり、同法第176条第1項の規定により理由を示して再議に付した。その結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月25日

四万十町長 中尾 博憲

1 提出議案

議案第45号 四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例再議の件

2 議決年月日

令和5年9月22日

3 審議の結果

否決